

令和元年度 事業計画

自 令和元年7月1日  
至 令和2年6月30日

運営の基本方針

前年度売り上げは、堅調に推移している状況であり、約1億5,000万円でした。しかしながら、成長路線には、程遠く現状維持が精一杯でした。

先年の業務研修会においては、公益社団法人の成り立ち及び意義について、講習いたしました。

これは、平成24年12月13日に公益社団法人として設立しましてから、7年余が過ぎ、忘れがちだったこの法人の社会的な立場を今一度意識づけすることにより、社員の当協会に対しての帰属意識を高めることに役立つものでした。

また、運営に際して、全てにおいて優先すべきガバナンス及びコンプライアンスについて、公益社団法人としての運営に不備があったことを認め、理事会において議論し、是正するために、社内ルールを刷新いたしました。

そして、スムーズな業務処理が行なえるように、厳密な規則を制定いたしました。

この規則は、今年度より運用することを決定いたしました、

ソフトの部分では、総務・業務・財務部が一体となり、さらに良い公嘱協会になるように推進して参る所存です。

ハードの部分では、新しい事業を理事会において議論をしています。

目玉として、測量業の登録を再び行なう所存です。

現在、当協会の公益目的事業のなかに、「基準点測量」がありません。

この「基準点測量」を四つめの柱として、推進して参ります。

経緯について述べますと、①官公署のニーズ ②法14条地図整備作業における一年目作業における国土交通省国土地理院に対しての認証 ③以前の業務研修会で取り上げた、国土調査法第10条第2項による「地籍調査の業務委託」、「官民境界確認代理業務」についての対応

① について

登記基準点で良いのではないかとの意見がありますが、公共基準点でなくては、官公署からの発注がありません。官公署のニーズは、あくまでも公共基準点であり、それに対応するために必要であると判断いたしました。

② について

ガバナンス及びコンプライアンスにおいて問題があると、判断いたしました。

③ について

官公署のニーズがあるものと判断はしていますが、測量業の登録があることによるメリットは、計り知れないものであると判断いたしました。

いずれにしても費用対効果として、長い目で見れば、基幹の事業となり得るものであり、当協会が測量業の登録することにより、官公署を通じて、国民の皆様に対しての社会貢献

が高まることを確信しています。

また、土地家屋調査士会が、合同会館から今年度中に退去することが決定しています。

これについても、当協会の運営に支障が起きることが確実です。理事会では、早急に手当てをするための議論をすることにいたします。

時のうつろいは早く、土地家屋調査士に対してのニーズは、刻々と変化しています。

私どもは、未来に向かって確実に一歩でも前進できるよう、また、官公署の期待に応えられる組織づくりを行ない、それを礎として、より一層社会貢献できるチームとしての法人をめざして、歩み続けたいと考えています。

#### 総務部

- ① 協会の現状に即した諸規則、諸規定の新設
  - 文書取扱規則の新設
  - 会計処理規則の変更
  - 監事監査規程の新設
  - 個人情報保護に関する規則の新設
  - 職員服務規程の変更
  - 自主事業（境界埋設）承認規則の整備
- ② 事務処理を明確にして効率化を図る
  - 各種支払い（仮払いを含む）に伴う稟議書等の整備
  - 上記に関連する規則の変更
- ③ 協会内部情報の公開を推進
  - 業務処理情報の公開
- ④ 事務局移転の検討

#### 業務部

- ① 研修会の実施業務研修会、不特定多数向けの研修会（自主事業）行う。
- ② 官公署からの受注促進
  - 島根県管財課以外でも単価契約を結べるよう働きかける。
  - 新たな発注先部署、発注内容を頂けるよう働きかける。
  - 地積測量図作成についての啓蒙活動。
  - 自主事業としての、境界標設置、立会業務等の依頼活動。
- ③ 地図作成の推進
  - 今年度につづき不動産登記法14条地図作成の事業推進を図る

#### 経理部

- ① 公益法人の法令、公益法人会計基準を遵守し、適正な会計処理を行う
- ② 収支相償と遊休財産の検討
- ③ 勘定科目、配分割合の見直しを行う